

## 平成30年度第2回市政モニター会議会議録

日時 平成30年8月21日(火)

午前10時30分～正午

場所 市役所7階会議室7

### 1. 健康福祉行政について（説明者 健康福祉部長）

### 2. 懇談（要旨）

【モニター】 成年後見人には誰になるのか。

【健康福祉部長】 成年後見人には家族や親族、また弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門の資格を持った者もなることができ、家庭裁判所が選任をする。岩倉の場合は一宮の家庭裁判所が管轄となる。家庭裁判所へ申請の際には候補者を示して申請することができる。

【モニター】 成年後見人は財産管理をするのか。

【健康福祉部長】 成年後見人は介護保険のサービスを受ける場合や入院の手続きなどお金に関わる契約を本人に代わって行うことができる。介護ヘルパーが行う買い物の代行などは行わない。

【モニター】 姉の成年後見人になるため申請したが、弟だからかすんなり申請に通った。

【健康福祉部長】 身内でのトラブルが生じそうな場合は弁護士や司法書士になる場合が多い。尾張北部権利擁護支援センターでは、成年後見制度や申請の方法などの相談業務も行っているため、利用していただければと思う。

以上

### 3. その他

- ・ 次回について

10月に公共施設見学を予定